

名古屋市 市民活動促進基本方針

改訂版



令和4年3月

名古屋市スポーツ市民局地域振興部市民活動推進センター

名古屋市市民活動促進基本方針改訂版

目 次

第 1 章 基本方針改訂版の概要	1
1 趣旨.....	1
2 位置づけ.....	1
3 取り組み期間.....	1
4 用語の定義.....	2
5 本方針における市民活動の定義と市民活動団体の範囲.....	3
6 持続可能な開発目標（SDGs）と市民活動との関係.....	4
第 2 章 これまでの施策の経緯と取り組み	5
1 本市の主な市民活動施策の経緯.....	5
2 これまでの主な取り組み.....	6
第 3 章 市民活動を取り巻く現状と課題	7
1 社会的背景.....	7
2 市民活動に期待される役割.....	8
3 市民.....	9
4 地域.....	11
5 市民活動団体.....	11
6 大学.....	16
7 企業.....	18
8 行政.....	19
9 課題の整理.....	20
第 4 章 基本理念	21
第 5 章 施策の方向性と取り組み	22
方向性 1.....	23
方向性 2.....	25
方向性 3.....	27
第 6 章 推進に向けて	29
資料編	30

第1章 基本方針改訂版の概要

1 趣旨

名古屋市では、平成23(2011)年に策定した「名古屋市市民活動促進基本方針」に沿って、様々な市民活動の促進施策を展開してきました。

その間、本市におけるNPO法人数や市民活動推進センター登録団体数、本市と市民活動団体との協働事業数は増加してきました。

一方、私たちを取り巻く社会環境は日々大きく、速いスピードで変化しています。少子高齢化のさらなる進展に伴う人口構造の変化、発生が懸念される南海トラフ巨大地震や頻発する豪雨への備え、産業構造の変化など本市を取り巻く社会的課題は、ますます多様化・複雑化しています。

令和元(2019)年に策定された「名古屋市総合計画2023」では、めざすまちの姿の実現のためには、これまでの価値観やライフスタイルからの転換の促進、新たな社会システムの構築が求められており、市民・企業・市民活動団体等の多様な主体との連携が必要であるとしています。

さらに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大により、すべての人々が多大な影響を受けるとともに、様々な社会的課題が顕在化しました。また、人と人とのつながりや支え合いの重要性が再認識されることとなり、様々な課題の解決に向けて、多様な主体が連携して取り組むことが求められています。

こうしたことから、本市は、市民一人ひとりが、社会的課題に対して「ジブンゴト」として関わることで市民活動のすそ野を広げ、市民活動団体が生き生きと活躍できる環境と、多様な主体との様々な連携から生まれる相乗効果や新たな価値の創出につながる場づくりを目指して、本方針を改訂するものです。

2 位置づけ

本市の上位計画である「名古屋市総合計画2023」と整合性を図りながら、関連計画と連携して、本市において市民活動を促進するため、市民活動団体・企業・行政等が取り組むべき行動の方向性を示したものです。



3 取り組み期間

概ね10年先を見据えたものですが、社会情勢の大きな変化により市民活動を取り巻く状況が著しく変化した場合など必要に応じて適宜見直しを行います。

4 用語の定義

本方針で使用する用語について以下のとおり定義するものとします。

♣ 市民活動

市民の自主的・自発的な活動で、営利を目的としない公益性を有する活動のこと。

ただし、次に該当するものは含めないこととする。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする活動
- ③ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者も含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

♣ 市民活動団体

上記の定義による市民活動を行う団体、NPO法人のほか、任意のボランティア団体等も含む。（5 本方針における市民活動の定義と市民活動団体の範囲 図参照）

♣ NPO

「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体（団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体）のこと。狭義では、非営利の社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。本方針では、「市民活動団体」と記述。

（5 本方針における市民活動の定義と市民活動団体の範囲 図参照）

♣ NPO法人（特定非営利活動法人）

特定非営利活動促進法に基づいて、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。（本方針ではNPO法人のみに該当する事項についてNPO法人と記述。）

♣ ボランティア団体

自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する活動を行う団体。

♣ 地域団体

自治会・町内会などの一定の区域に居住する人で構成されている団体で、地域社会の維持・形成のために、地域的な協働活動を行う団体。

♣ 協働

それぞれの自主性・自発性のもとに、相互の特性を認識・尊重しながら役割分担をし、公共サービスを提供するため、協力・協調すること。

♣ 多様な主体

市民、市民活動団体、大学、企業、行政など。

♣ 中間支援組織

市民活動の促進を目的に、様々な分野の市民活動団体のサポートや団体間のネットワークの促進、市民活動にかかる調査・研究・提言などの中間支援を行う組織。

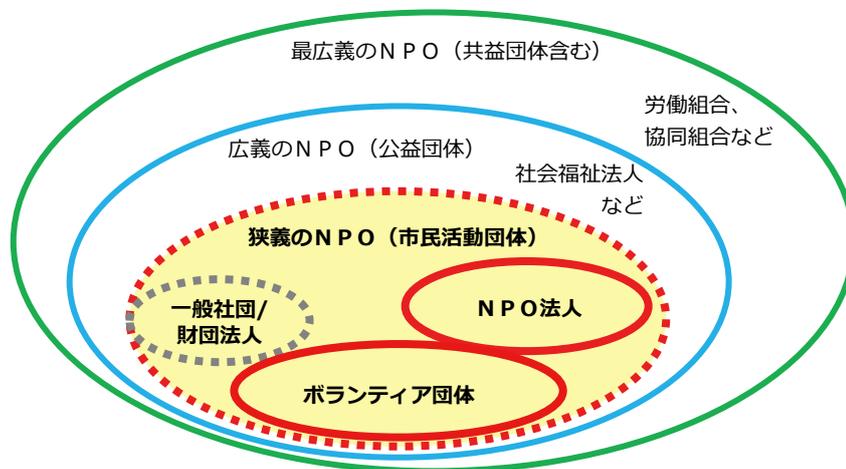
♣ 外国人住民

名古屋市に住所を有する外国籍の人。

- ♣ ICT
Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
- ♣ ソーシャルビジネス
様々な分野の社会的課題をビジネスの手法を用いて解決する取り組みのこと。
- ♣ コミュニティビジネス
身近な地域の課題をビジネスの手法を用いて解決する取り組みのこと。
- ♣ 社会的インパクト評価
短期・長期の変化を含め、事業の活動の結果として生じた社会的・環境的なアウトカム（変化、便益等の成果）＝社会的インパクト）を定量的・定性的に把握し、事業や活動について価値判断を加えること。
- ♣ CSR
Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任。
- ♣ CSV
Creating Shared Value の略。「共有価値」などと訳される。企業が社会的な課題に取り組むことで、企業の生産性や経済的価値を高めていくこと。
- ♣ SDGs
Sustainable Development Goals の略。平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12(2030)年までの国際目標。

5 本方針における市民活動の定義と市民活動団体の範囲

本方針では、市民の自主的・自発的な活動で、営利を目的としない公益性を有する活動を市民活動といいます。また、市民活動団体の範囲は、市民活動を行う団体、NPO 法人のほか、任意のボランティア団体等も含みます。（活動や事業内容によっては、「一般社団法人・一般財団法人」等を含みます。）下図の「狭義のNPO（市民活動団体）」の範囲  です。



6 持続可能な開発目標（SDGs）と市民活動との関係

平成 27 年(2015)年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標(SDGs :Sustainable Development Goals)」を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

SDGs は、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対し、令和 12(2030)年を期限に統合的に取り組むものです。

本市は、令和元(2019)年 7 月に「SDGs 未来都市」に選定され、SDGs の達成に向け、持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進めています。

SDGs の達成には、市民、市民活動団体、企業等がそれぞれできることに取り組むとともに、多様な主体のパートナーシップにより取り組むことが重要とされています。すでに社会的課題の解決に取り組んでいる市民活動団体は、いわば社会的課題の専門家といえ、SDGs の推進にあたってその役割が期待されています。

SDGs を共通言語として市民活動団体と多様な主体とのパートナーシップを推進することで、1 から 17 までのゴール達成にもつながります。



資料：国際連合広報センターウェブサイト

第2章 これまでの施策の経緯と取り組み

1 本市の主な市民活動施策の経緯

年度	本市施策	国・県 など
平成4年度	○「ボランティア情報コーナー」開設 (中区役所6階)	
7年度	○「名古屋市ボランティア情報センター」開設 (伏見ライフプラザ12階)	
10年度	○「市民活動団体に関する実態調査」	特定非営利活動促進法施行
11年度	○「名古屋市NPO懇話会報告書」 ・NPO・企業・行政の3者の連携のあり方 ・公益実現のためのNPOと行政との協働における基本方針	
13年度	○「市民活動促進基本指針」策定 ○市民活動団体との協働事業実績調査開始	
14年度	○「なごやボランティア・NPOセンター」開設 (伏見ライフプラザ12階) ○NPO派遣研修開始 ○名古屋市市民活動促進委員会開催	
15年度	○NPOと行政の協働の仕組みづくりに向けて(提言)策定	
16年度	○「なごやボランティア・NPOセンター」指定管理者制度導入	(愛知県) あいち協働 ルールブック2004策定
18年度	○市民活動支援施設「COMB i本陣」運営開始 (本陣小学校跡地)	
19年度		あいちモリコロ基金設立
20・21年度	○「協働の手引書」庁内ワークショップ開催	「新しい公共」円卓会議開始
23年度	○「市民活動促進基本方針」策定 ○「東日本大震災被災者支援ボランティアセンター なごや」運営開始 ○市民活動支援施設「COMB i本陣」運営終了	特定非営利活動促進法の改正
24年度	○「名古屋市市民活動推進センター」開設(公設公営) ○NPO法人所轄庁事務の実施 ・NPO法人認証・認定事務 ・NPO法人に関する専門相談等 (法人設立、運営、認定、会計、労務等) ○協働ネットワーク推進事業の実施 ・ボランティア活動の促進 ・市民活動団体への寄附促進	
27年度	○指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行 ○NPO法人の設立手続きの迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例の適用	・持続可能な開発目標を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択 ・国家戦略特区(地方創生特区)に愛知県が区域指定
29年度		休眠預金等活用法施行
30年度	○企業寄附促進特例税制の施行 ○なごやNPO応援寄附金の設置	あいちモリコロ基金終了 「一般財団法人中部圏地域創造ファンド」が設立
令和元年度	○「名古屋市総合計画2023」公表	名古屋市が「SDGs未来都市」に選定
2年度		地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」とりまとめ

2 これまでの主な取り組み

本市では、平成23(2011)年度に「名古屋市民活動促進基本方針」を策定し、様々な取り組みを進めてきました。

◆プロジェクト1 市民参加の促進と意識の醸成

- ボランティア講座やマッチングイベント、楽しみながら参加できるイベントの開催など、多様な市民層への参加機会の提供に取り組むとともに、市民活動団体の活動について積極的に情報提供を行いました。また、市民活動団体、市民、行政といった多様な主体を対象に協働の意識を醸成する研修や、若者を対象に市民参加を促進する事業を実施しました。
- 市民活動団体を対象にした様々な講座を実施するとともに、市職員向けに市民活動や協働について学び、理解を深める研修を行い、意識の醸成を図りました。

◆プロジェクト2 多様な主体を結び付ける仕組みの整備

- 知識や経験を活かして多様な主体をつなぐ「協働コーディネーター」を設置し、協働会議の開催を通じて、ボランティアの促進などの社会的課題の解決に取り組むとともに、「ぼらマッチ!なごや」をはじめ具体的な事業を実施しました。
- 災害時における災害ボランティアセンターの運営を担う人材として、災害ボランティアコーディネーターの養成に取り組むとともに、各区の災害ボランティア団体や関係団体とのネットワーク構築や情報交換を促進するため、災害ボランティア連絡会を毎月開催しました。

◆プロジェクト3 連携して事業に取り組むための新たな仕組みづくり

- 社会的課題の解決に向けたテーマを設定し、協働の場として「協働会議」を開催しました。その具体的な事業として、市民活動団体からの提案を受け、企業からのリユースパソコンを市内で活動する市民活動団体へ寄贈し、団体の情報化支援と交流の促進を図るため、市と市民活動支援組織の協働事業（イーパーツリユースPC寄贈プログラム）を実施しました。
- 本市と市民活動団体との協働事業実績調査を毎年実施し、協働の状況を把握しました。

◆プロジェクト4 市民活動団体の自立発展のための環境づくり

- 市民活動の支援拠点として市民活動推進センターを運営し、市民活動に関する情報収集・情報発信の場を提供しました。
- 市民活動団体が自身で事業成果の評価を実施するための知識を学ぶ講座の開催やコーディネーターの派遣を行い、団体の信用力向上を図りました。
- 多様な主体と協働して寄附等の社会貢献を促進するイベントとして、「ぼらチャリ」や「ファーストキフ」を実施しました。また、「なごやNPO応援寄附金」を創設し、交流イベントと併せてより直接、市民活動団体を応援できる機会を提供しました。

◆プロジェクト5 市民活動の支援拠点の機能強化

- より地域に密着した支援拠点である「社会福祉協議会」との連携を深め、講座やイベントにおいて、各種相談やボランティアの育成、団体支援を行いました。
- 地方公共団体、地域金融機関・中間支援組織等が連携してソーシャルビジネスを支援するソーシャルビジネスサポートあいちへ参加し、ネットワークを活用した取り組みを行いました。

第3章 市民活動を取り巻く現状と課題

1 社会的背景

(1) 人口構造の変化

本市の人口は、令和5（2023）年ごろから減少に転じる見込みに加え、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方で、高齢者人口（65歳～）は一層増加すると推計しています。また、外国人住民の増加など、国籍や民族をはじめ多様なバックグラウンドを持つ市民が増加しています。

一方、単身世帯の増加などにより、世帯数の増加傾向は今後も続き、特に高齢単身世帯が増加すると推計しており、高齢者の孤立化が懸念されています。また、高齢化の進展に加え、共働き世帯や定年後の就労者が増えると考えられており、地域等で生産年齢人口にあたる世代が社会貢献活動に関わる余地をなくしてしまい、現在、活動に取り組んでいる世代からの承継が困難になるなど、後継者不足にもつながります。

(2) ワーク・ライフ・バランスの進展

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を機に、ICT技術の活用が加速度的に進みました。企業においては、今までのような年功序列・終身雇用型から兼業・副業等の柔軟な働き方が認められるケースも増えてきています。リモートワークへの切り替えなど働き方の多様化に伴い、勤務時間や場所に対する意識が変化する中、ひとりひとりのゆとり時間が創出されることで、社会貢献活動への参加につながっていくことも期待されます。

(3) 自然災害の頻発を機としたボランティアの活躍による市民の関心の高まり

本市では、将来、南海トラフ地震の発生による大きな被害が想定されています。近年、全国的にも大規模な自然災害が頻発しています。そのような中、被災地へ赴き、被災者に寄り添う活動がメディアなどでも取り上げられ共感を呼ぶなど、ボランティア活動への興味や関心の高まりにつながっています。

(4) ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの出現

近年、社会的課題やニーズをビジネスの手法で取り組み解決していくソーシャルビジネスやコミュニティビジネスが注目されています。事業収入を含めてビジネスモデルを構築することで、継続的な事業展開が期待できるといわれています。

また、一般社団・財団法人の設立数が増加傾向にあり、NPO法人以外の法人による社会貢献活動も増加しています。

(5) 「支援する」・「支援される」役割の流動化

様々な社会的課題においては、行政の「支援」をはじめ、「支援される側」と「支援する側」といった役割が固定しがちです。一方、市民活動の中では、子ども食堂の運営に子どもたちや地域の人が参画するなど、「支援される側」から「支援する側」として活動する事例がみられます。このような役割の変化は、新たな活動の担い手につながる可能性が期待されます。

(6) 市民活動の成果や効果の評価を求める動き

社会的課題の解決に取り組む事業や活動は、内容も組織基盤も様々であるため、その社会的成果を一律に評価することは容易ではありません。一方、事業の成果を明らかにしていくことは、活動に対する理解を深め、社会からの信用や信頼を得て、資金的支援をはじめとした協力を受けやすくなると考えられます。

例えば、国民の資産を原資とする休眠預金等活用にあたっては、市民活動を「見える化」するための指標として「社会的インパクト評価」が用いられていますが、評価手法については、今後も引き続き研究・開発されることが求められています。

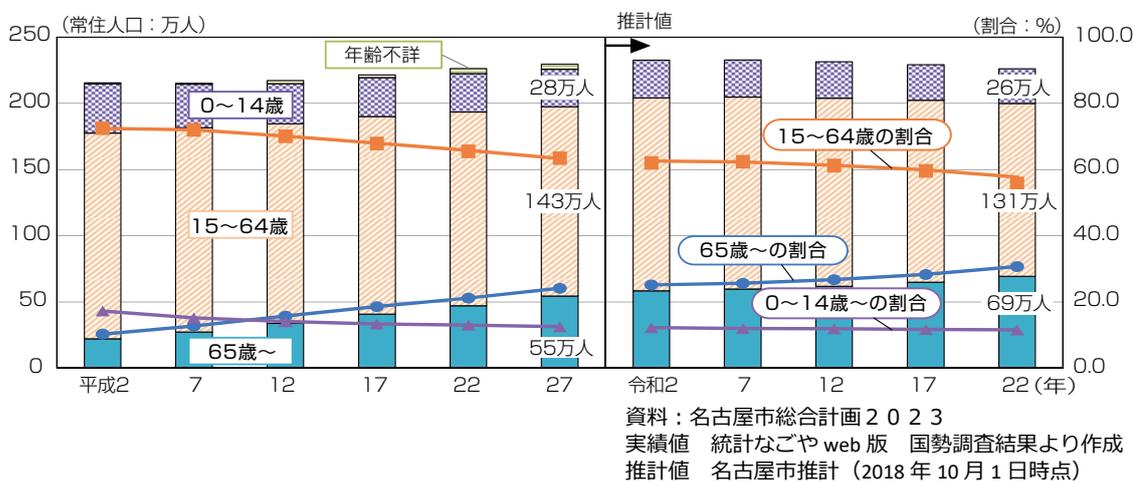
(7) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は、人々の仕事や生活に大きな影響を及ぼし、様々な社会的課題を顕在化させました。「3密」を避ける新たな生活様式への対応が求められ、人との接触が必要な市民活動は、活動の縮小や一時停止を余儀なくされました。その結果、必要な支援が十分に行き届かないなど、特に不安や困難を抱える人への影響は大きく深刻です。

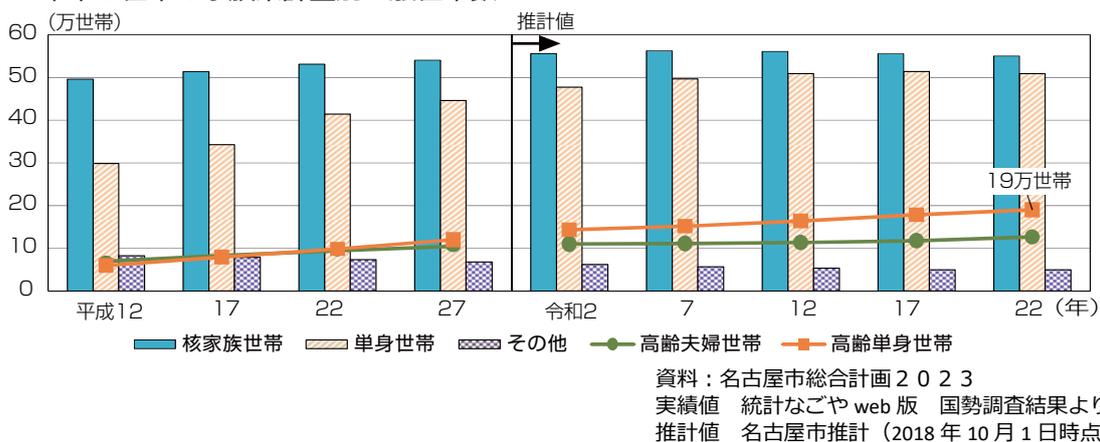
そのような中、活動の休止や解散を考える市民活動団体がある一方、多くの市民活動団体が、新しい技術の活用などチャレンジできることを実践し、今後の事業継続を模索しながら活動に取り組んでいます。

今後は、新しい「人とのつながり」のかたちを模索するとともに、この経験を活かして、平時から感染症をはじめとしたリスクへの備えをしていくことが必要です。

■本市の年齢3階級別人口（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）の推移



■本市の世帯の家族累計型別一般世帯数



2 市民活動に期待される役割

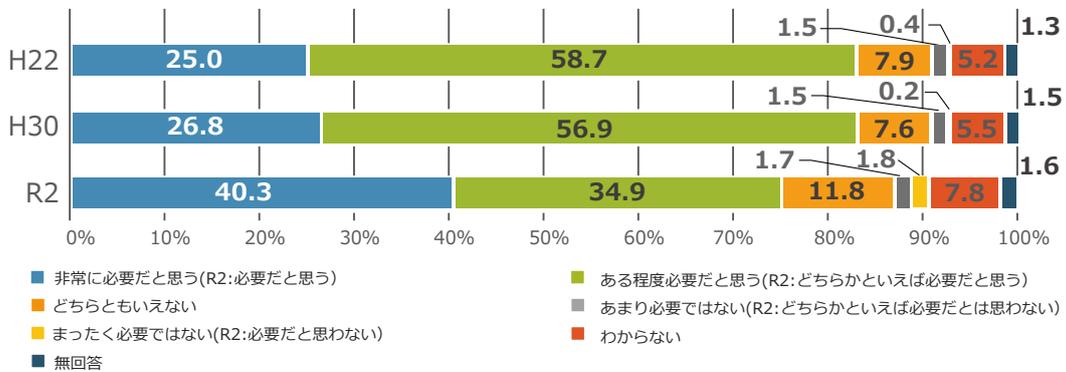
社会的背景が変化している中、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を機とした社会環境の急激な変化は、社会的課題の一層の多様化・複雑化とその当事者の増加につながります。こうした社会的課題に対して、市民活動は、先駆性や多様性・柔軟性といった特性を活かし、行政とは違う立場で取り組み、多様化する市民ニーズにサービスを提供する主体として、大きな役割が期待されています。

3 市民

「令和2（2020）年度第1回市政アンケート」における「市民活動について」のアンケート調査では、これからの社会にとって、市民活動（ボランティア活動・NPO活動）が必要だと思う人は7割以上で、市民活動の必要性については高く認識されています。一方、3割の人が「活動に参加したことがない」となっており、仕事や家庭の都合等により実際に活動に至っていないのが現状です。また、ボランティア活動やNPO活動に参加したいと思ったとき大切だと思うことは、「目的や活動内容に共感できること」との回答が最も多くなりました。

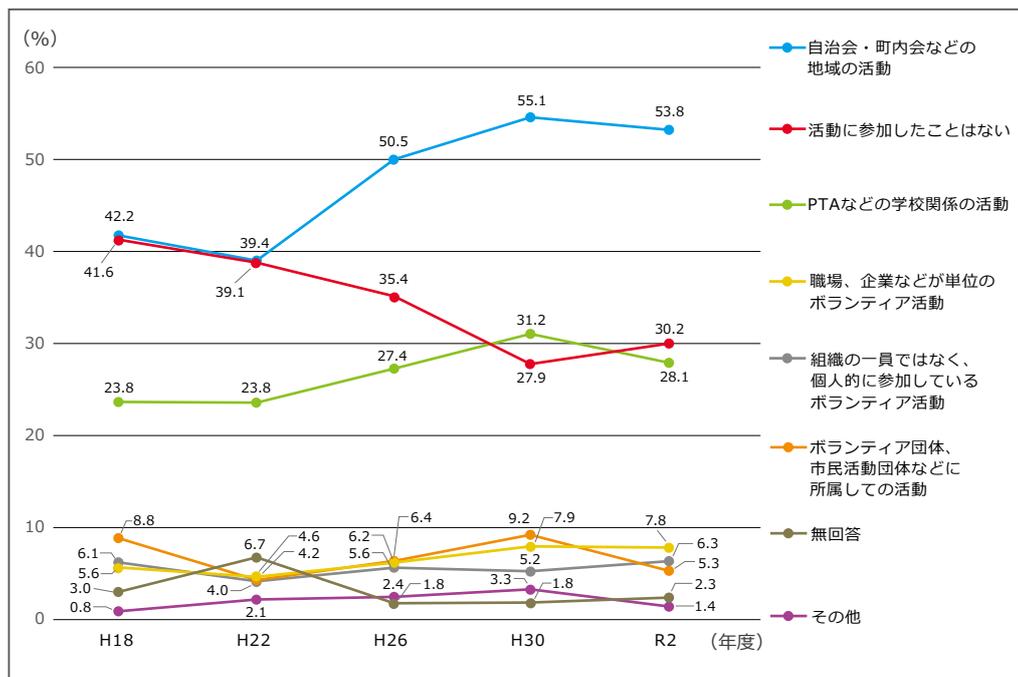
次に、市民活動への参加方法のひとつである寄附についてみると、「寄附をしてみたい」と思う人は3割程度にとどまっています。寄附をしたいと思ったとき、重要なことは、「寄附金の使い道が明確で有効的なこと」、「目的や活動内容に賛同・共感できること」が上位を占め、次いで「寄附の方法がわかりやすいこと」と続いています。市民活動へのすそ野を広げ、より多くの参加を促すには、市民活動団体の目的や活動内容への共感につながる十分な情報発信と一歩踏み出すきっかけづくりが必要です。

■市民活動の必要性について



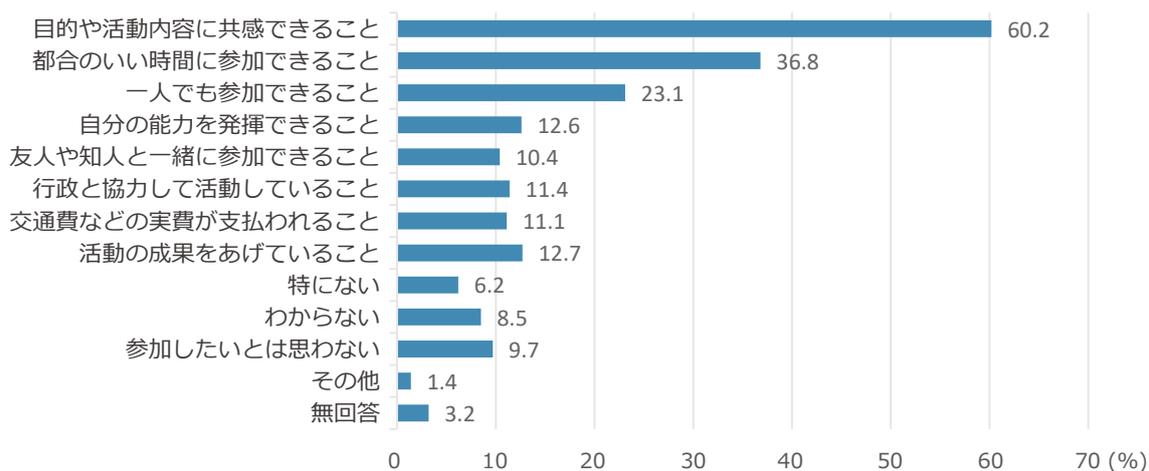
資料：市政世論調査（平成22年度）及び名古屋市市政アンケート（平成30年度・令和2年度）より作成

■現在またはこれまでに取り組んだ活動（複数回答）



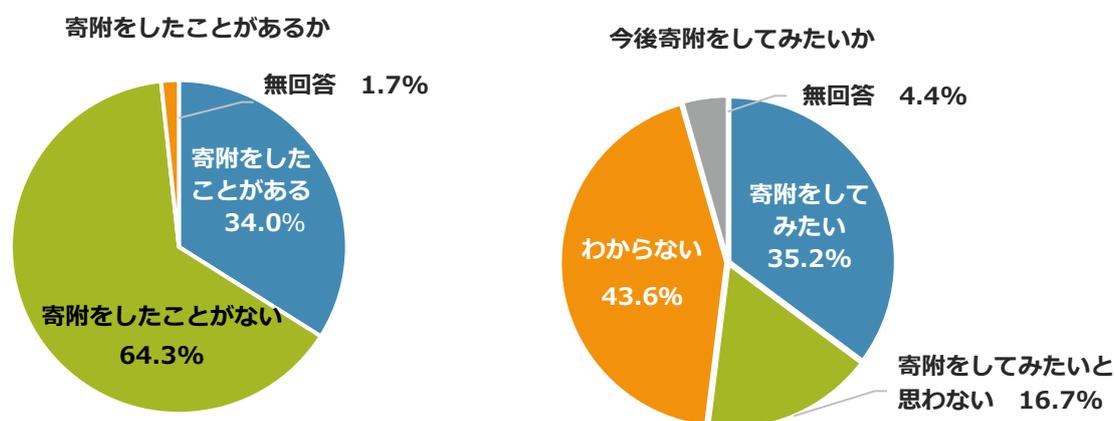
資料：市政世論調査（平成18年度・平成22年度）及び名古屋市市政アンケート（平成26年度・平成30年度・令和2年度）より作成

■ ボランティア活動やNPO活動に参加したいと思ったとき重視すること



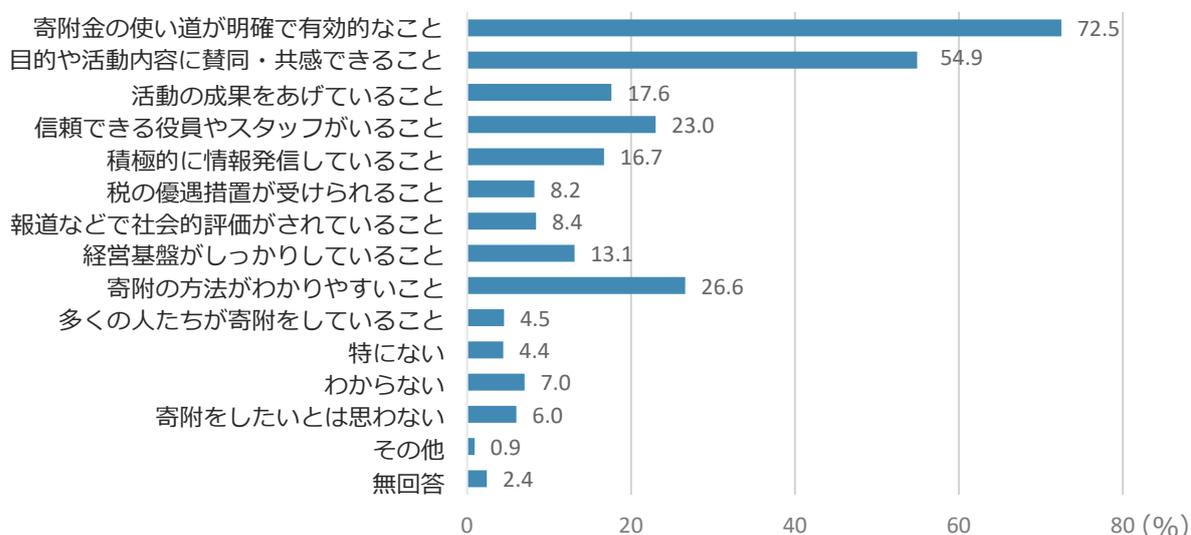
資料：名古屋市市政アンケート（令和2年度第1回）

■ ボランティア団体やNPOなどの公益的活動への寄附の状況



資料：名古屋市市政アンケート（令和2年度第1回）

■ ボランティア団体やNPOなどの公益的な活動に寄附をしたいと思ったとき重視すること

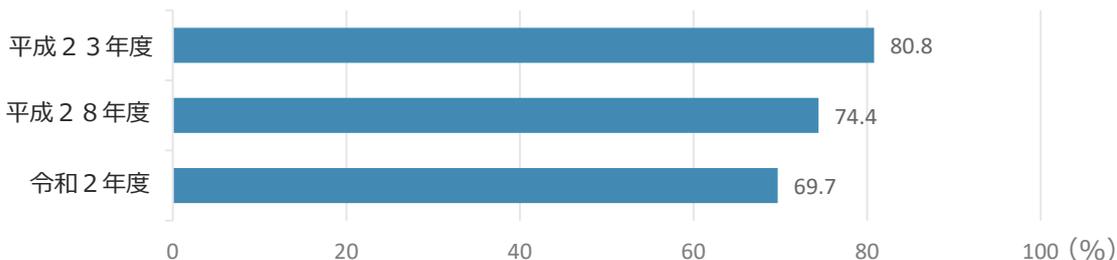


資料：名古屋市市政アンケート（令和2年度第1回）

4 地域

地域コミュニティの礎であり地域を一番よく知り、様々な行政の活動を担っている地域団体ですが、本市においても町内会の加入率低下などの地域コミュニティの機能の低下が懸念されています。一方、生活ニーズの多様化や人々の社会的孤立など地域に存在する様々な社会的課題は複層的に存在しており、これまでの地域活動だけでは、課題の解決が困難な場合も見られるようになってきました。こうした社会の変化の中、特定のテーマを掲げて人を集め、コミュニティの力で地域の課題解決をめざす活動を行うまちづくり活動団体の活動が注目されています。本市では、まちの多様な主体が、自らまちづくり活動に取り組み、地域がよりよくなるように地域を育てることを「地域まちづくり」と呼んでその活動をサポートしています。

本市の町内会推計加入率の推移



資料：学区別生活環境指標 市版（平成23年度・平成28年度・令和2年度）より作成

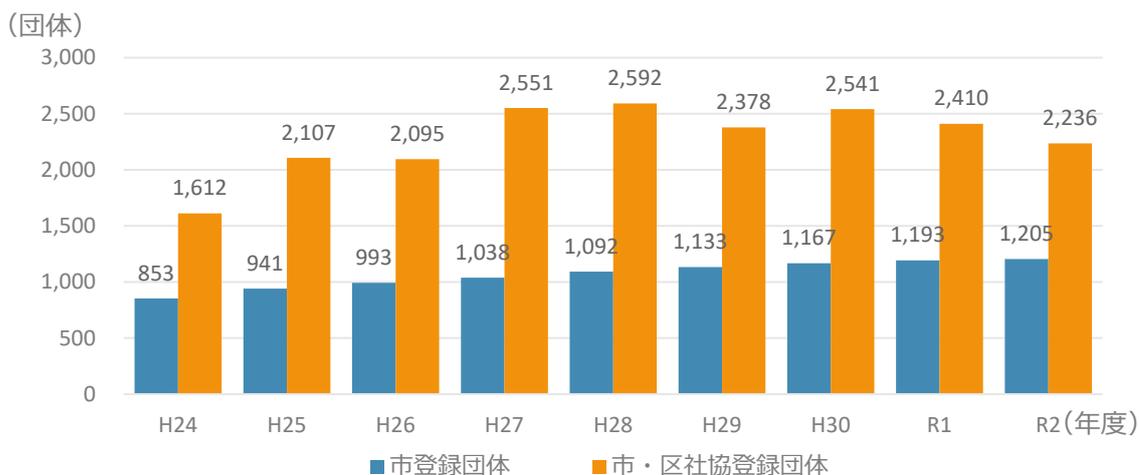
5 市民活動団体

(1) 市民活動団体数の推移

本市では、平成14（2002）年度に「なごやボランティア・NPOセンター」を伏見ライフプラザ（中区）に開設しました。平成24（2012）年度には、NPO法人所轄庁事務の実施を機に、公設公営の「名古屋市市民活動推進センター」として、現在の場所に移転設置しました。

名古屋市市民活動推進センターと名古屋市・区社会福祉協議会への登録団体数は、平成28（2016）年度をピークに、近年は横ばい傾向ではあるものの、概ね3,500前後の団体が活動していることが伺えます。

■本市が把握しているボランティア団体等の推移



資料：名古屋市調べ

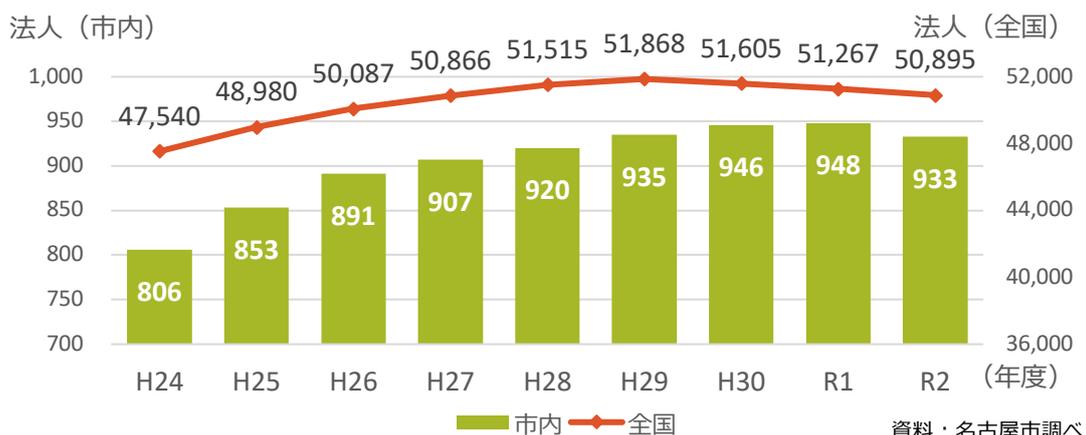
(2) 市内に主たる事務所を有するNPO法人数の推移

平成10(1998)年の「特定非営利活動促進法」の施行以来、順調に増加していたNPO法人数は、令和2(2020)年度は933法人となっており、近年は横ばいで推移しています。全国をみると、平成29(2017)年度をピークに減少に転じています。

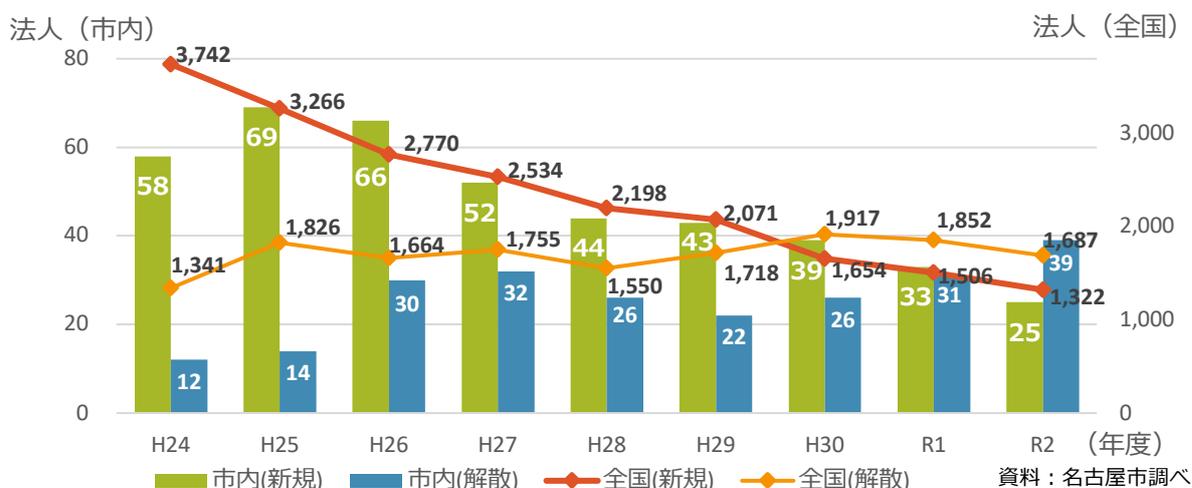
新規認証NPO法人数の推移をみると、市内では平成25(2013)年度の69法人をピークに減少しており、全国と同様に減少傾向となっています。

また、人口1万人当たりのNPO法人数は、20政令指定都市中本市は11位で、概ね中間に位置しています。

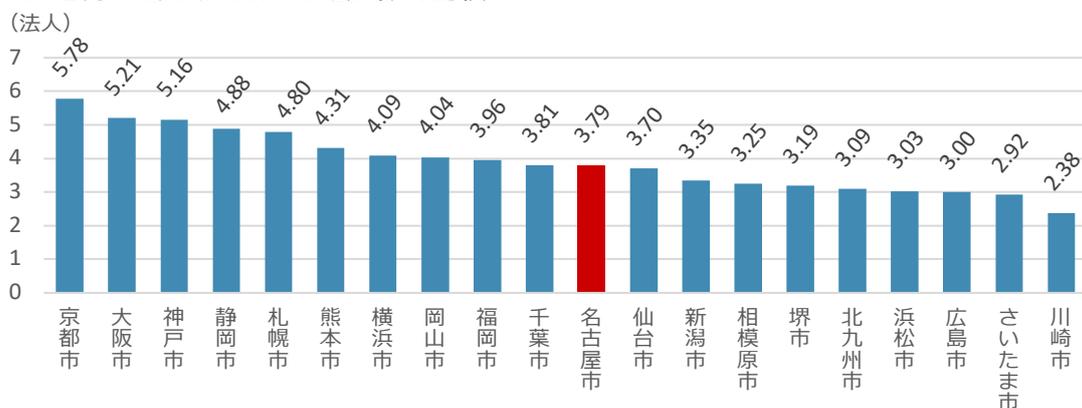
■市内に主たる事務所を有するNPO法人数



■全国と市内に主たる事務所を有するNPO法人の新規認証数と解散数の推移



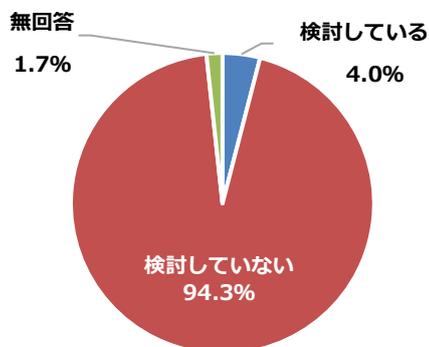
■人口1万人当たりのNPO法人数の比較



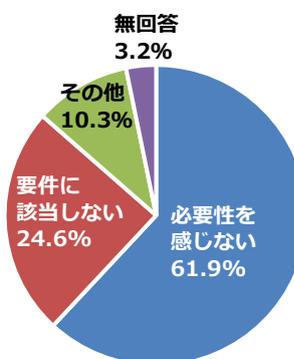
(3) NPO法人格取得の検討状況

現在任意団体等で活動している市民活動団体について、今後のNPO法人格取得の検討状況をみると、9割超が「検討していない」と回答しています。その理由は「必要性を感じない」が6割超となっていて、自団体の特性に応じて、法人格の有無にこだわらず活動を行っていることがわかります。

■ NPO法人格取得の検討状況



■ NPO法人格を検討していない理由



資料：令和2年度実施「名古屋市市民活動団体の実態調査」

(4) 市民活動団体の運営状況

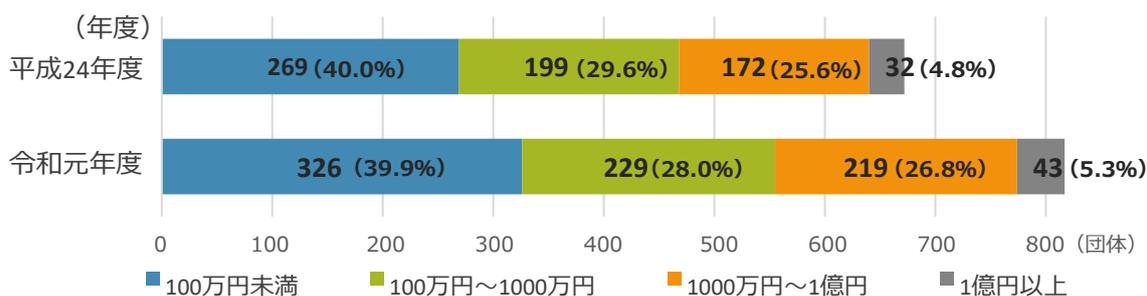
本市所管NPO法人の令和元（2019）年度事業報告書によると、収入規模1,000万円以上の団体が219団体（約3割）である一方、収入規模100万円未満の団体が約4割を占めています。平成24（2012）年度の事業報告と比較してもほぼ同様の傾向にあり、事務所経費や人件費を賄うには脆弱な経営基盤であることがわかります。収入のうち、寄附金額の占める割合は、平成24（2012）年度から令和元（2019）年度の事業報告書では、4.3～6.5%とおおよそ横ばいで推移しています。また、「名古屋市市民活動団体の実態調査（令和2（2020）年度実施）」によると、NPO法人全体の5割が事業収益をあげています。一方で、収入の合計が100万円未満の法人が4割超を占めています。

有給スタッフの状況を見ると、3割超のNPO法人が専従スタッフ（フルタイムの有給役職員）・非常勤スタッフ（短時間勤務の有給役職員）とも0人、任意団体についても3割の団体が専従スタッフ・非常勤スタッフとも0人となっており、活動に十分な有給人材の確保が難しい状況がうかがえます。

また、市民活動団体が運営上の課題ととらえているのは、NPO法人、任意団体、その他団体ともに「活動する人材確保」が最も多くなっています。団体ごとの活動規模や内容が異なるため、一概には言えませんが、「収入源の確保」や「人材の教育」が共通して挙げられています。

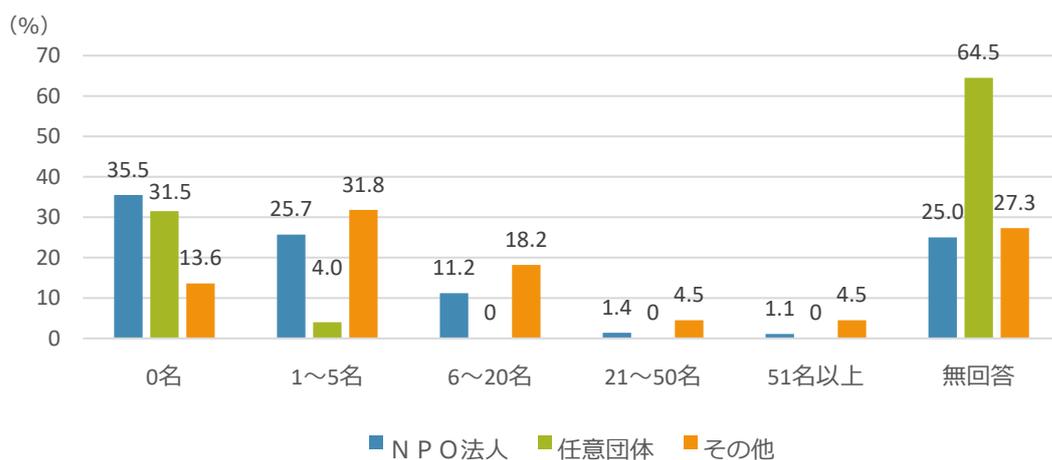
これらのことから、依然として市民活動団体は、活動資金や人材の確保等に苦心していることがわかります。社会的課題には中長期的に取り組む必要があるものも多く、継続的な活動のためには、経営基盤を強化し、安定的な活動ができる環境を整えることが必要です。

■ 本市所管NPO法人の収入規模別法人数



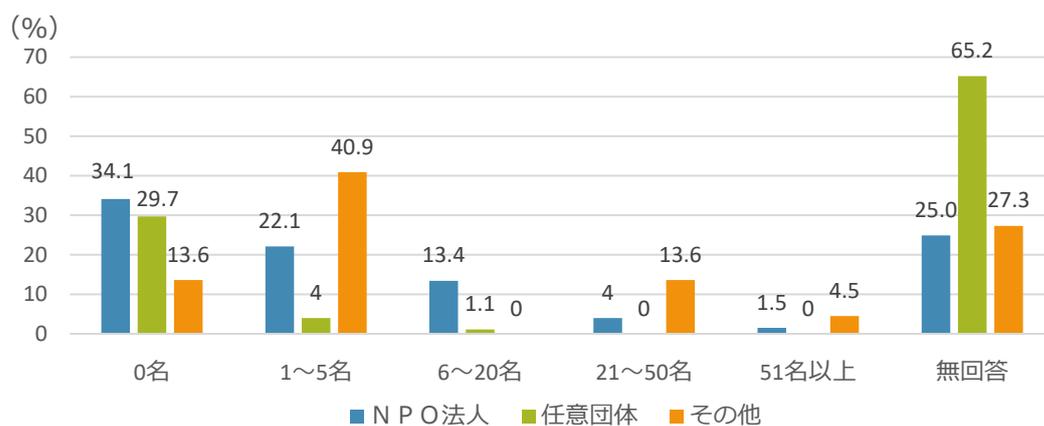
資料：本市所管NPO法人から提出された事業報告書（各年度、10月から翌年9月までの決算法人）より名古屋市作成

■ 市内市民活動団体の専従スタッフ（フルタイムの有給役職員）の状況



資料：令和2年度実施「名古屋市市民活動団体の実態調査」

■ 市内市民活動団体の非常勤スタッフ（短時間勤務の有給役職員）の状況



資料：令和2年度実施「名古屋市市民活動団体の実態調査」

■ 運営上の課題

区分	1	2	3	4	5
NPO法人	活動する人材確保 65.6	収入源の確保 54.0	人材の教育 29.0	組織運営力の向上 28.3	一般に向けた広報の充実 27.9
任意団体	活動する人材確保 64.9	一般に向けた広報の充実 24.6	収入源の確保 23.9	活動場所の確保 23.6	人材の教育 15.2
その他	活動する人材確保 50.0	組織運営力の向上 31.8	人材の教育 36.4	収入源の確保 31.8	活動場所の確保 22.7

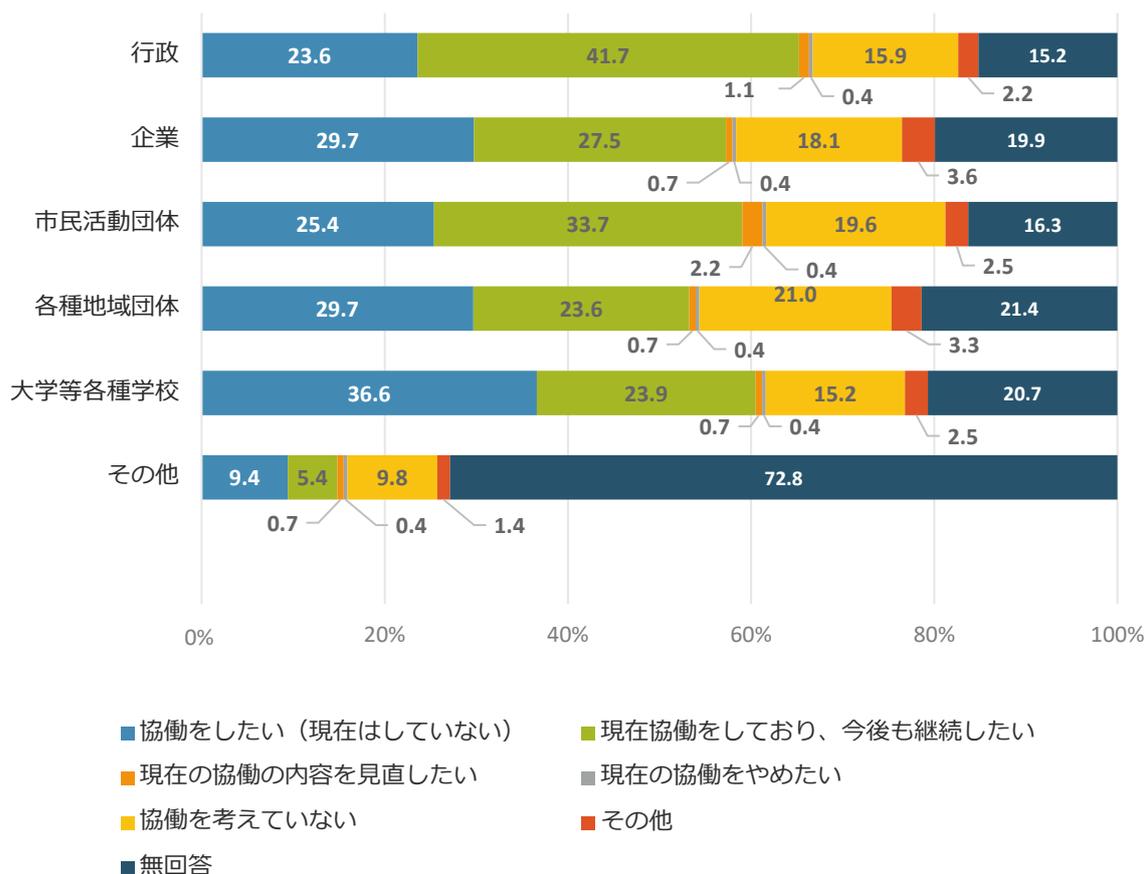
資料：令和2年度実施「名古屋市市民活動団体の実態調査」

(5) 協働の状況

「名古屋市市民活動団体の実態調査（令和2(2020)年度実施）」によると「現在協働をしており、今後も継続したい」と「協働をしたい（現在はしていない）」を合わせた割合が最も高く、協働に対して一定の意向があることがわかります。一方で「協働を考えていない」団体もあり、協働への取り組み方は様々です。

多様化・複雑化する社会的課題の解決には、多様な主体との協働も重要になってきます。協働を望んでいる市民活動団体と多様な主体を結びつける機会や場の提供が必要です。

■ 今後の協働の意向（NPO法人）



資料：令和2年度実施「名古屋市市民活動団体の実態調査」

コラム

特定非営利活動法人の「非営利」ってなんですか？

非営利とは「営利を目的としていない」ということです。「非営利」だから利益を出してはいけないということではなく、NPO活動によって得た利益や資産を、総会の議決権を持った人や役員などに分配してはならないということです。いわゆる、株式会社の「配当」のような行為はできないのです。活動によって生じた利益は、そのNPO法人の目的とする活動に使うこととされています。

なお、職員が労働の対価として賃金を受け取ることは、配当には当たりません。

NPO活動を長く、安定的に充実させていくには、利益を上げたり、雇用をすることも必要となる場合があります。

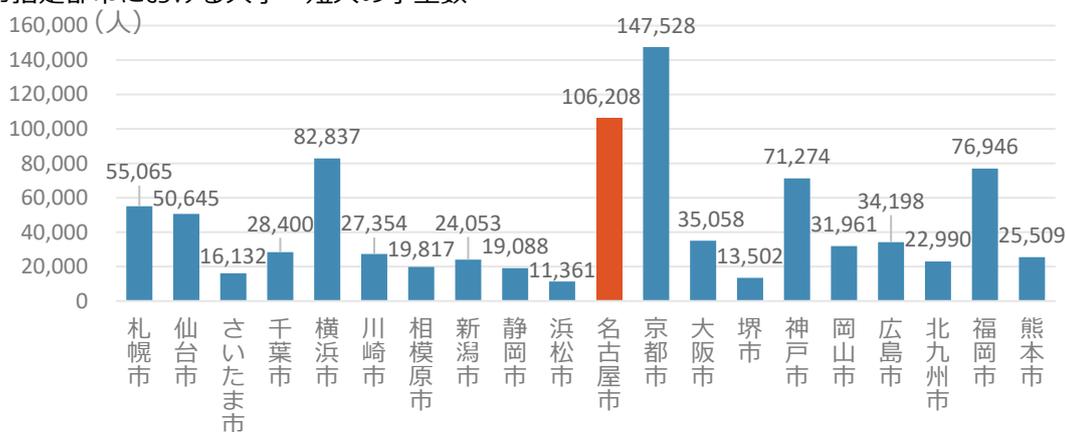


6 大学

本市は、全国でも大学・学生の多い都市であり、大学・短期大学の学生数は政令指定都市中第2位となっています。これまで大学では、教育や研究といった「知」の社会全体への還元が図られてきましたが、最近では、学生のコミュニケーション能力の向上や地域活性化への貢献などを目的に社会貢献活動が行われています。本市に存する大学においても、地域連携センターやボランティアセンターなどの市民活動の情報提供を行う担当部署を設置するなど学生の市民活動に対する支援の充実が図られています。

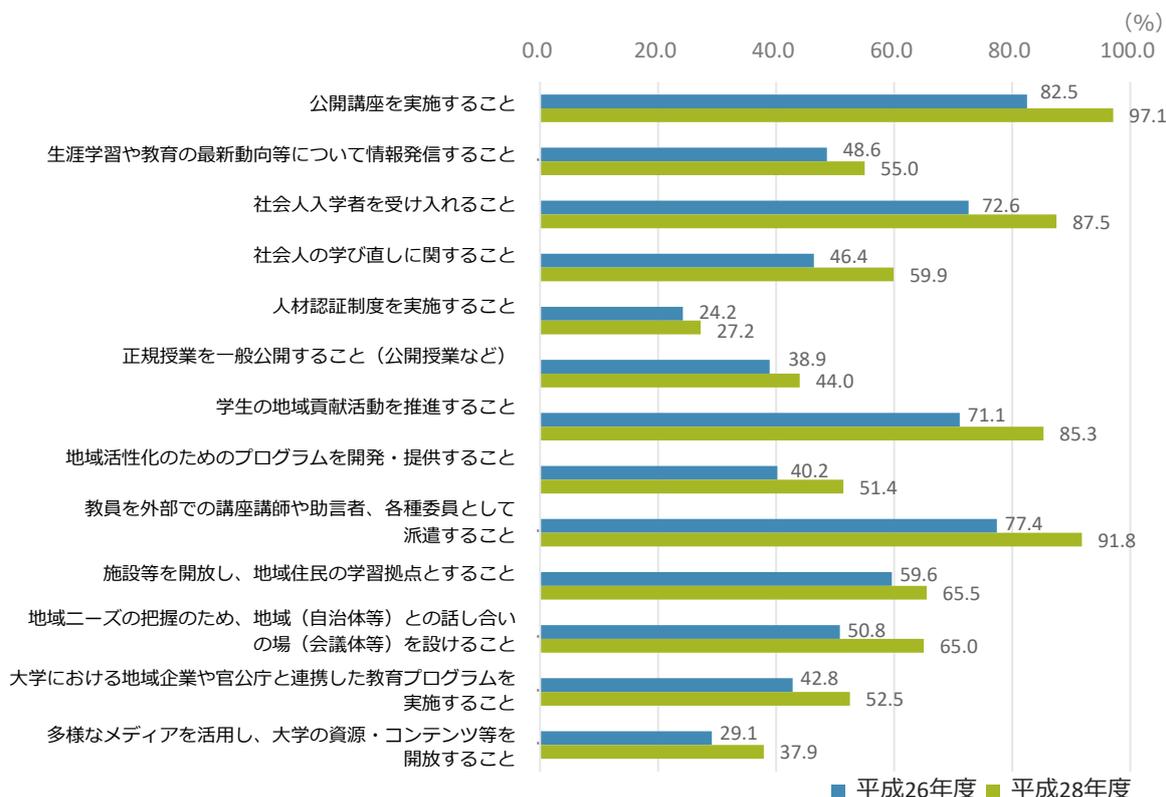
また、大学には教育・研究とながら重要な役割のひとつとして、地域や社会の課題を共に解決し、その活性化や新たな価値の創造への積極的な貢献が求められています。地域と教員の人のつながりや単位としての授業科目の設置にとどまらず、大学が組織として地域や社会の課題の解決に取り組むとともに、市民活動への理解を深め、市民活動団体と連携した活動が進むよう、知り合う機会の創出や情報発信をすることが重要です。

■政令指定都市における大学・短大の学生数



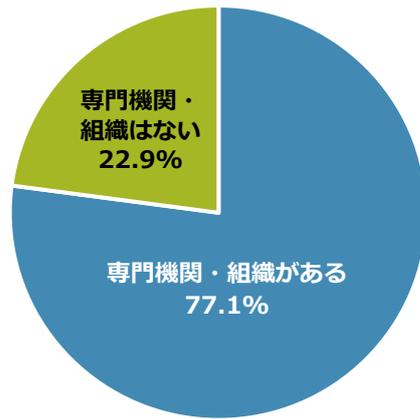
資料：「令和2年度学校基本調査」（文部科学省）

■大学の地域社会への貢献活動の内容



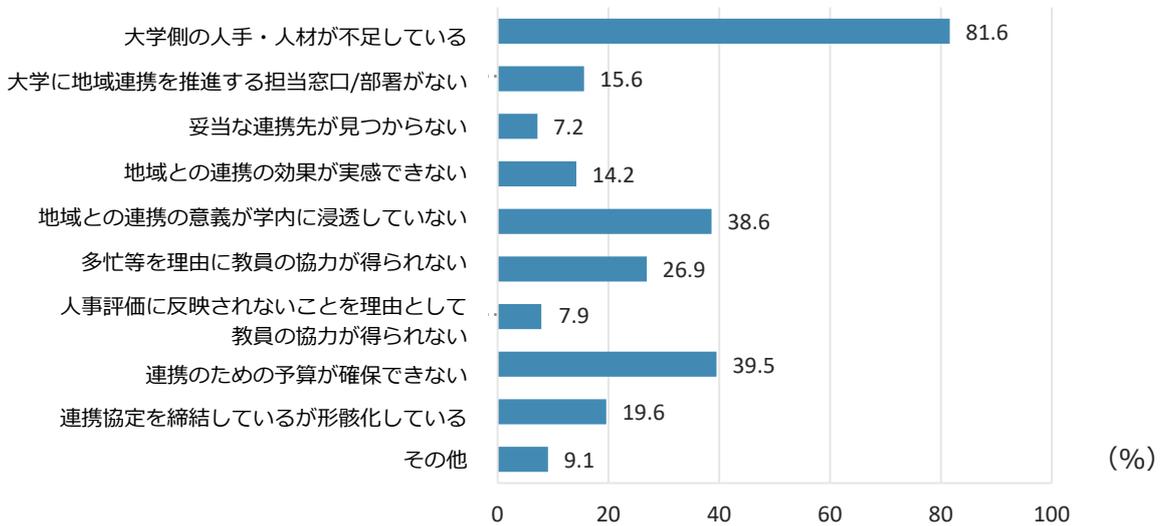
資料：「平成29年度開かれた大学づくりに関する調査研究」（文部科学省）

■ 地域連携に関する専門機関・組織の設置状況



資料：「平成 29 年度開かれた大学づくりに関する調査研究」（文部科学省）

■ 連携の際の課題



資料：「平成 29 年度開かれた大学づくりに関する調査研究」（文部科学省）

コラム

「協働」は目的ではなく手段です。そして…

市民活動団体との協働の手引書（名古屋市 平成 25 年 2 月（第 3 版））では、協働を「複数の主体が、それぞれの自主性・自発性のもとに相互の特性を認識・尊重しながら役割分担し、公共サービスを提供するため、協力・協調すること」と定義しています。

協働を進めていく上で注意しなくてはならないことは、「協働することが目的」ではないということです。協働は、あくまで、社会的課題を解決するための 1 つの手段にすぎません。取り組む活動によっては、他に有効的な手段があるかもしれません。よりよい「まちづくり」のために、協働という手段を選択して実施した結果が協働事業ということになります。

ともすると課題解決に注目されがちな市民活動や「協働」ですが、次の 10 年に期待されるのは、新しい取り組みのアイデア・プロセスや解決策を創り出す「新たな価値の創造」です。「協働」は、まだまだ成長中です。

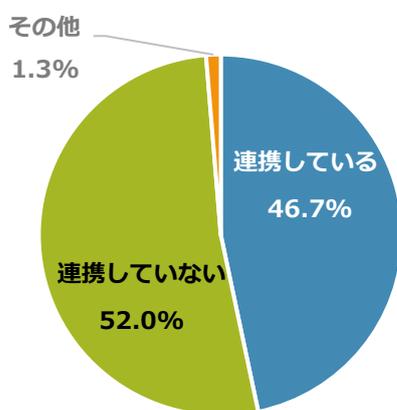


7 企業

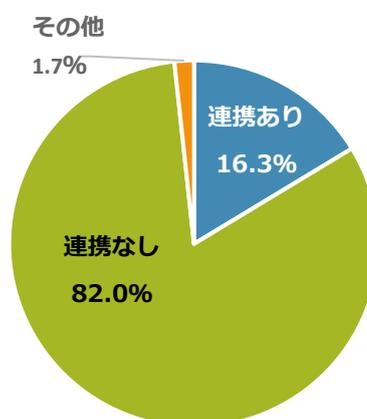
愛知県「NPOと大学・企業連携促進調査 企業アンケート調査」（令和2(2020)年度実施）によると、企業の社会貢献に対する意識は高く、4割を超える企業が「社会貢献活動・地域連携を実施している」と回答しています。しかし、過去3年間に愛知県内のNPOとの連携実績がない企業は8割を超えており、NPOについての情報不足から「連携できるNPOがわからない」と感じていることがわかります。一方で、4割の企業がNPOとの連携を考えており、物資の提供や広報協力、寄附金等の資金提供などが可能と答えるなど意識の高まりが感じられます。また、社会貢献活動として従業員のボランティア派遣や、技術・ノウハウの提供に取り組んでいる企業もあります。企業活動の本業を通じた社会への貢献や企業イメージの向上を狙って、CSR、CSVといった社会貢献活動が全国で広がりを見せる中、地域に根差した中小企業は、NPOに対し、地域社会との関係構築を期待していることが伺えます。

また、SDGsの目標達成への対応や新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大による急激な社会変化を機に、新たなビジネスモデルを必要とする中、社会貢献活動への意欲を高めています。

■ 社会貢献活動・地域連携の有無

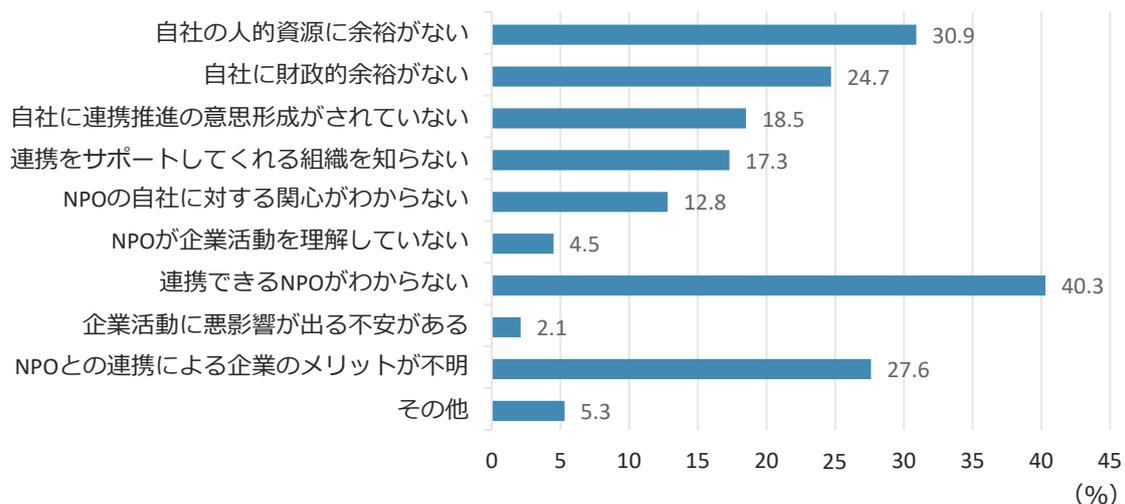


■ 過去3年間の企業と愛知県内のNPOとの連携の有無



資料：愛知県「NPOと大学・企業連携促進調査 企業アンケート調査」（令和2年度実施）

■ 企業がNPOとの連携がない理由



資料：愛知県「NPOと大学・企業連携促進調査 企業アンケート調査」（令和2年度実施）

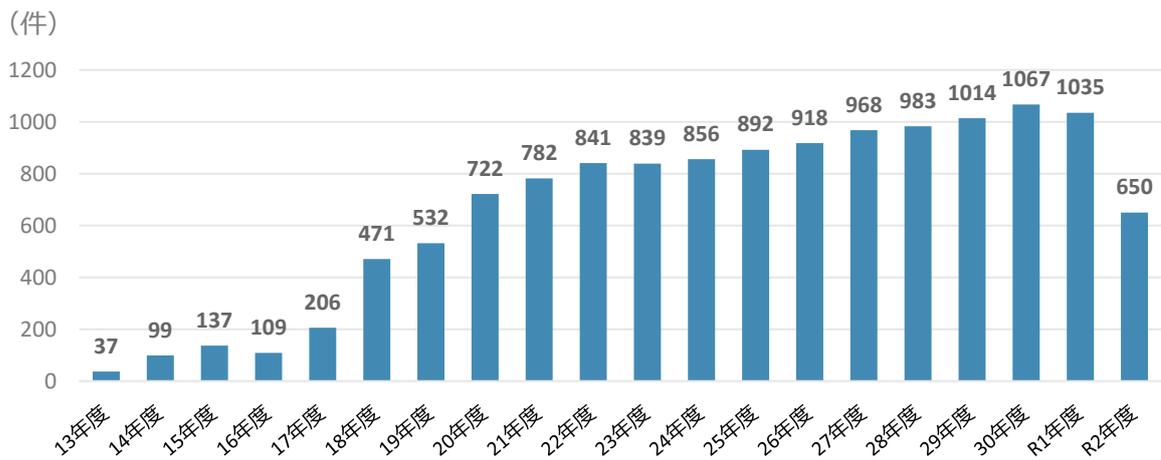
8 行政

本格的な人口減少・少子高齢化の到来や行政の厳しい財政状況、経済規模の縮小など社会全体が縮小傾向にあるなか、市民ニーズや地域の社会的課題は一層多様化・複雑化しています。多様化した社会的課題の解決に対し、行政だけでは適切な対応が困難な場面が見られるようになっていきます。一方、市民活動団体は、活動分野の知識や経験により市民ニーズや地域資源をよく知っています。行政と市民活動団体が、それぞれの持つ強みや資源を出しあうことで、地域の社会的課題の解決につながります。

本市と市民活動団体との協働事業件数をみると、概ね増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響により件数が減少した令和2(2020)年度を除くと、ここ数年は、1,000件を超える協働事業が実施されています。なお、令和2(2020)年度においても、協働事業にかかる支出総額は20億5千万円余に上り、本市における社会的課題の解決に市民活動団体が不可欠な存在であることがわかります。

一方、市民活動団体との協働事業についての課題として、人材育成や情報の不足による相互の理解不足、行政内での情報共有不足が挙げられます。特に行政においては人事異動により短期間で担当者が異動することが多く、これまで蓄積されたノウハウや信頼関係、相互の役割などの継承が課題となっています。今後もさらに本市と市民活動団体が連携して地域の社会的課題の解決に取り組むためには、市民活動推進センターにおける情報発信力の強化をはじめとした、行政と市民活動団体との相互理解を深め、つなぐ取り組みが必要です。

■本市と市民活動団体との協働事業件数



資料：名古屋市調べ

■市民活動団体との協働促進に向けた庁内ワーキングの実施

市民活動団体と庁内の協働実績のある部署の職員が、本市における市民活動団体との協働の現状と課題を共有するとともに、促進に向けた方策について意見交換しました。



9 課題の整理

これまでの取り組みや現状と「名古屋市市民活動団体の実態調査」や「名古屋市市政アンケート」などの結果を踏まえ、課題解決に向けての相互の連携・協働を進めるにあたっての課題を、主体ごとに整理したうえで、3つの主要課題にまとめます。

■これまでの取り組みからわかったこと

プロジェクト1 市民参加の促進と意識の醸成	市民活動への理解を広げ、市民活動のすそ野拡大につながる情報収集・発信の取り組みが引き続き必要です。
プロジェクト2 多様な主体を結びつける仕組みの醸成	災害ボランティアコーディネーターの養成など、取り組みの深まりがある一方、活動分野別などより身近な交流機会を提供する必要があります。
プロジェクト3 連携して事業に取り組むための新たな仕組みづくり	市と市民活動団体の協働事業について、よりよい協働につながるよう事業の振り返りが必要です。また、多様な主体の連携のきっかけとなる機会の創出が引き続き必要です。
プロジェクト4 市民活動団体の自立発展のための環境づくり	市民や企業などによる支援の促進や、市民活動団体の活動実態に合わせた支援が必要です。また、市民活動団体の経営基盤の強化や信用力向上への支援が引き続き必要です。
プロジェクト5 市民活動の支援拠点の機能強化	市民活動推進センターの認知度向上及び活用促進のため、一層の情報発信力の強化が必要です。

■主体ごとの課題の整理

主体	課題
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> 誰でも活躍できる場や情報の提供 一人ひとりの当事者意識の向上 市民活動への理解の促進 市民活動への継続的な参加 寄附へのさらなる理解促進
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> 財政基盤の強化 人材確保と組織運営力の向上 人材育成と世代交代の促進 市民活動団体の情報発信・収集の充実
大学	<ul style="list-style-type: none"> 授業を介さない活動へのさらなる支援 学生のニーズの多様化に対応した情報提供・支援の充実
企業	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動への理解の促進 市民活動団体との交流機会の提供
行政	<ul style="list-style-type: none"> 協働のニーズ共有化や情報発信力の強化 市民活動団体と交流する機会の増加



▶ 主要課題

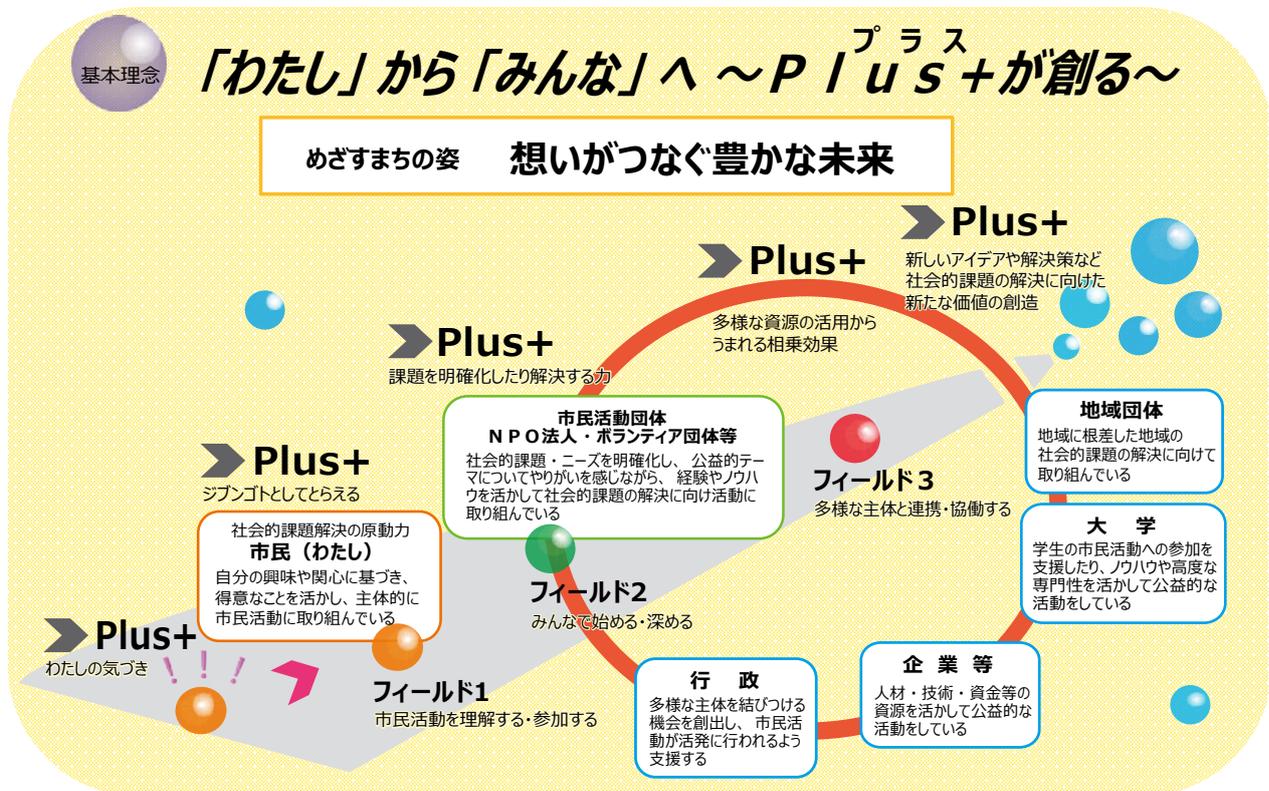
<ul style="list-style-type: none"> 市民活動への共感・理解促進 市民活動への参加機会や情報発信の整備・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の経営基盤強化 市民活動団体の信用力・組織力の向上 	多様な主体との連携・協働の仕組みづくり
--	--	---------------------

第4章 基本理念

前章までの現状と課題を踏まえ、基本理念を『「わたし」から「みんな」へ～Plus+が創る』とし、めざすまちの姿「想いがつなぐ豊かな未来」に向けて、市民活動の促進を図っていきます。

本市の市民活動促進の基本理念

市民活動の原点は「わたし」です。市民一人ひとりが普段の生活の中で、自分だけでなくほかの人や地域、社会をよくしたいと思い立った時が「市民活動の始まり」です。市民である「わたし」（ひとり）が社会的課題をジブンゴトとしてとらえる「気づき」は、社会的課題解決の原動力です。そして、一人ひとりの想いをまわりに伝えることで、一緒に活動する仲間が集まり「みんな」で始め、深めることで、課題を明確化したり、解決したりする力につながります。そこで生まれた力は、多様な主体と連携・協働することで、多様な資源と結びつき相乗効果を生み出します。それぞれのPlus（プラス）の様々な想いがつながり、新しいアイデアや解決策など社会的課題解決に向けた新たな価値を創造し、想いがつなぐ豊かな未来をめざします。



市民活動の3つのフィールド

- **フィールド1**
市民（わたし）が、社会的課題をジブンゴトとしてとらえ、市民活動を理解し、様々な形で参加している。
- **フィールド2**
活動する仲間が集まり、みんなで市民活動を始め、支援者や理解者を増やしながら市民活動団体として活動を深めている。
- **フィールド3**
市民活動団体が多様な主体と連携・協働している。

第5章 施策の方向性と取り組み

本章では、第4章で定めた基本理念を達成するために取り組む施策の方向性と主な取り組みを示します。

プラス
「わたし」から「みんな」へ～Plus+が創る～

▶ 主要課題

- ・ 市民活動への共感・理解促進
- ・ 市民活動への参加機会や情報発信の整備・強化

- ・ 市民活動団体の経営基盤強化
- ・ 市民活動団体の信用力・組織力の向上

多様な主体との連携・協働の仕組みづくり

▶ 施策の方向性

1 (フィールド1)

市民の市民活動への参加促進と意識の醸成

2 (フィールド2)

市民活動団体の運営基盤強化と社会的課題解決力の向上

3 (フィールド3)

多様な主体との連携・協働の促進

▶ 基本施策と主な取り組み

■ 参加の促進

- 市民活動への参加を促すための積極的な情報収集と情報発信機能の強化
- 様々な形の参加機会の創出
- 若者の社会参加意識醸成と大学と連携した市民活動への参加促進

■ 意識の醸成

- 講座などの実施
- 職員の意識の醸成

■ 組織運営体制の強化

- 事業運営や活動のための相談や情報提供による支援
- 新たな生活様式への対応支援
- 市民活動推進センターの拠点施設としての機能強化

■ 団体の活動資金調達のための支援

- 安定的な収入源確保に関する支援
- 市民活動団体へ資金がまわる仕組みづくり

■ 団体の組織力強化につながる人材育成

- 新たな担い手の発掘・育成支援
- 専門家による相談・助言

■ 多様な主体との連携・協働の促進

- 連携・協働を促進するための相談・支援機能の強化
- 多様な主体をつなぐ交流の場や機会の創出
- 中間支援機能の強化
- 企業との連携の促進

市民活動に興味・関心を持つ第一歩は、一人ひとりが地域の社会的課題に気づき、「ジブンゴト」ととらえることです。多様な主体に対して、市民活動への関心を高め、参加を促すとともに、お互いの特性を理解したうえで、連携・協働に取り組むという共通の意識の醸成を図ります。

主な取り組み

▶参加の促進

○市民活動への参加を促すための積極的な情報収集と情報発信機能の強化

市民活動に関する情報や事例などを広く知ってもらうため、市民活動推進センターのホームページや情報誌、SNS等の様々な媒体を活用し、効果的な情報の収集・発信機能の充実を図ります。

○様々な形の参加機会の創出

あらゆる世代の市民が気軽に参加できるよう、イベントやボランティア体験講座などを実施し、市民活動のきっかけづくりを行うことで、市民活動への参加のすそ野を広げていきます。

また、「なごや NPO 応援寄附金」を活用した事業を実施し、幅広い市民に対して市民活動への理解を深めるとともに、寄附を通じた市民活動への参加促進に取り組めます。

○若者の社会参加意識醸成と大学と連携した市民活動への参加促進

就学期における市民活動への理解促進や社会参加意識醸成のため、市民活動推進センターにおいて職場体験やインターンシップの受入れを実施します。また、将来を担う若い世代の市民活動への参加を促進するため、大学生を巻き込んだイベントの開催や大学と連携した市民活動団体との交流機会の創出に取り組めます。

▶意識の醸成

○講座などの実施

市民活動を知り、理解を深めるため、市民向けに市民活動やボランティアに関する講座を実施するほか、多様な主体に対しても、市民活動への理解促進につながる機会を創出します。

○職員の意識の醸成

職員の市民活動への理解と連携・協働意識を高めるため、職員研修を実施するとともに、庁内での市民活動に関する情報の共有を図ります。



▶参加の促進

なごやNPO応援寄附金を活用した事業

「なごやNPO応援寄附金」を活用し、市民の投票により、寄附金が参加市民活動団体に活動資金として分配されるコンテストなどを実施します。

市民に市民活動団体の活動を知ってもらい、併せて寄附という方法での参加の機会を提供します。



ボランティアを促進する事業

ボランティアを“したい人”と“必要としている団体”のマッチングイベントを実施します。

多様な主体と連携し、大学生ボランティアの企画運営への参加や市民と市民活動団体との交流の促進を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受け、これまでのボランティア活動が思うようにできない中、事業を通して、新しい活動の形を検討していきます。



▶意識の醸成

小学生を対象にした訪問授業

小学生にボランティアや寄附について知ってもらい、社会貢献への意識を育むため、市内の小学校を対象に「ひろがれ！ボランティア訪問授業」を実施します。

この授業では、児童の身近な地域で活動するボランティア団体にも来ていただき、活動の内容やどのような思いで活動しているかについて話してもらいます。

授業の内容は、学校の先生とよく話し合っていて進めていきます。



市民活動が継続し、活動の実効性を高めつつ、さらに活性化していくためには、市民活動団体の運営基盤が自立し発展していくことや信用力の向上が重要です。そのため、市民活動団体の実態に応じた運営基盤強化と社会的課題解決力の向上を支援します。

主な取り組み

▶組織運営体制の強化

○事業運営や活動のための相談や情報提供による支援

市民活動団体の活動が安定して継続できるよう、組織運営上の問題に専門家が相談に応じる相談事業を実施します。また、組織運営に必要なスキルを高めるための講座や知識の普及・啓発を目的としたセミナーの開催など時機をとらえた支援を行います。

○新たな生活様式への対応支援

市民活動団体がウィズコロナ・アフターコロナ時代の活動を継続・発展させていくため、参考となる取り組み事例や情報を発信するとともに、団体の ICT 化を支援する講座の開催や IT 化の促進につなげる支援に取り組みます。

○市民活動推進センターの拠点施設としての機能強化

市民活動や協働のニーズなどを踏まえ、市民活動に必要な活動場所や設備を提供します。また、より多くの市民をはじめとした多様な主体の参加を促進するために、市民活動推進センターの認知度及び情報発信力の向上に取り組みます。

▶団体の活動資金調達のための支援

○安定的な収入源確保に関する支援

助成金等の情報収集・提供をはじめとした、多様な資金調達に関する講座や相談を実施します。また、市民活動団体が市民等からの信頼や共感を得て寄付や会費等の収入源を確保できるよう、広報力の向上の支援に取り組みます。

○市民活動団体へ資金がまわる仕組みづくり

「なごや NPO 応援寄附金」を活用した事業を実施するとともに、市民活動団体へ資金がまわる仕組みの調査・研究を行います。

▶団体の組織力強化につながる人材育成

○新たな担い手の発掘・育成支援

市民活動に興味がある層を掘り起こし、新たな担い手につなげるため、災害ボランティアコーディネーター養成講座をはじめとした講座を実施します。

○専門家による相談・助言

個々の団体が抱える課題解決のため、専門家を派遣して具体的なアドバイスを行うアウトリーチ型の支援に取り組みます。また、市民活動団体の特性を踏まえた企業経営的視点からの新しい支援方法や N P O 法人の財務分析等を行い団体の基盤強化につながる支援について、専門家や中間支援組織等と研究・実施します。



取り組みの事例

▶組織運営体制の強化

名古屋市市民活動推進センターの運営

名古屋市市民活動推進センターは、市民活動を促進するための総合的な支援拠点です。市民活動についての情報発信・交流・講座などを通じて市民活動のサポートを行っています。

【5つの主要機能】

- 相談する
- 活動の拠点にする
- 情報を入手する・発信する
- 講座やイベントに参加する
- NPO法人を設立する・運営する



交流スペース

▶団体の組織力強化につながる人材育成

災害ボランティアコーディネーター養成講座

災害時に全国各地からボランティアが集まり、被災者の支援、生活再建に大きな役割を果たしています。集まってくるボランティアの受付・整理を行い、被災者から受け付けたニーズを把握して結び付ける役割を担う人材として「災害ボランティアコーディネーター」の養成に取り組みます。

また、講座修了者の協力を得て災害ボランティアセンターの受付模擬演習やグループワークを実施します。



ワークの様子

専門家による相談・助言

NPO法人の健全な運営の支援のため、特に設立間もない法人や初めてNPOに関わる方を対象とした、NPO法人運営・会計に精通した専門家による会計・税務・労務・法務・運営などをテーマとした「NPOのためのアドバイザー講座」を開催するとともに、法人個々の課題や問題に対して個別に相談をおこなう「NPOのためのアドバイザー相談」を実施します。

また、NPO法人が中小企業診断士の実務従事の対象となったことに伴い、中小企業診断士の経営診断や助言がNPO法人の課題解決や円滑な運営支援に繋がる可能性について、中間支援組織を中心として、意見交換を行いながら調査・研究を進めます。



講座のイメージ

複雑化・多様化する社会的課題に対応するためには、市民活動団体と多様な主体がそれぞれの持つ強みを活かしつつ、連携・協働する仕組みや機会の創出が必要です。また企業の社会貢献活動を促進する観点からも、連携が図られることが重要です。そのため、情報発信や新しい仕組みづくりの支援に取り組みます。

主な取り組み

▶多様な主体との連携・協働の促進

○連携・協働を促進するための相談・支援機能の強化

本市と市民活動団体との協働実績調査等を実施し、協働の成功事例の発信やノウハウ継承の仕組みをつくることにより、市民活動推進センターの相談機能を高めます。

また、市民活動団体の特性やアイデア等を吸い上げ、多様な主体との連携・協働につなぐ仕組みづくりを検討します。

○多様な主体をつなぐ交流の場や機会の創出

多様な主体による社会的課題の解決につなげるため、特定のテーマの市民活動に関わる多様な主体が出会い、交流する場や機会を創出します。

○中間支援機能の強化

中間支援組織等と行政が連携・協働して、情報提供や活動相談などの支援に取り組みます。

また、市民活動団体が活動分野別に交流する場や機会を創出し、相互支援の仕組みづくりを支援します。

○企業との連携の促進

市民活動団体と企業との連携を促進し、お互いの強みを活用した社会的課題の解決につなげるため、共通言語としてのSDGsを活用したセミナーやワークショップを実施します。



取り組みの事例

▶多様な主体との連携・協働の促進

災害ボランティア団体・NPOと名古屋市との連携・協力

本市では、災害発生時の応急対策活動におけるボランティアと連絡協力が円滑に行われるよう、ボランティア関係機関との連携の強化、災害発生時のボランティア受け入れ態勢、活動の支援など条件整備に努めています。災害時におけるボランティア活動は、被災者の速やかな救護や自立を促し、社会を再建していく上で、重要な役割を担うものとされています。

本市が開催している「災害ボランティアコーディネーター養成講座」は、災害救援分野で活動する市民活動団体への委託により実施しており、実施に当たっては、実際に災害現場へ行って支援活動に取り組んでいる市民活動団体の経験やノウハウを活かすことができるよう、企画段階から協議をしながら進めています。

この、「災害ボランティアコーディネーター養成講座」修了生が中心となって、平成 14 (2002)年度には、市内全域を活動エリアとした「災害ボランティアコーディネーターなごや」が、その後市内各区に順次災害ボランティア団体（市内全 16 区）が結成され、現在 17 団体が活動しています。

前述の「災害ボランティアコーディネーター養成講座」修了生が中心となって結成した災害ボランティア団体が講座の運営にも協力するなど、協働の輪が広がっています。また、平成 18 (2006)年 7 月より、災害ボランティア団体と市民活動団体、市、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会、公益財団法人名古屋国際センターなどの関係機関と「なごや災害ボランティア連絡会」（現在 22 団体）を継続しており、「平時から“顔の見える”信頼・協力関係づくり」を目的に、定期的に情報交換を行い、防災に関する啓発活動を協力して行うなど、災害時に生きるネットワークづくりを推進しています。

なお、本市では、市民、事業者等に対し、それぞれが目指すべき姿等を掲げた「防災人材育成方針」を策定し、防災人材の育成を推進していくほか、高齢者等の要配慮者を災害から守る取り組みにおいて、福祉事業者や社会福祉協議会をはじめ市民活動団体等とも協力し、地域に根差した防災対策を実施するなどの連携を推進します。



災害ボランティアセンターの
設置訓練



イベントでの防災クイズ開催



防災講演会などへの協力

第6章 推進に向けて

本市における市民活動施策の推進については、方向性や内容等を検討するにあたって、学識経験者や市民活動団体・企業・行政等で構成する「市民活動の推進にかかる懇談会」を毎年開催します。

「市民活動の推進にかかる懇談会」では、本方針で提案された取り組みの状況を確認するとともに、市民活動に関する情報や課題を持ち寄って共有し、その後の施策の展開に結びつけ、本市の市民活動の促進を図ります。

さらに、庁内会議の「名古屋市市民活動促進本部会議」を活用して、関係部局間の連携を図りつつ、取り組みを推進するとともに、「名古屋市総合計画2023」に掲げた成果目標の達成を目指します。

【成果目標】（名古屋市総合計画2023と同値）

指標	平成30年度	令和12年度
地域活動やボランティア・NPO活動に参加している市民の割合	26.0%	35% (目標値)

(参考) 直近の現状値(令和2年度) 28.5%

資料編

1、名古屋市市民活動促進基本方針改訂版策定経過

年 月 日	事 項
令和2年7月14日	第1回 名古屋市市民活動の推進にかかる懇談会
令和2年6月23日～7月7日	令和2年度 第1回 市政アンケート
令和2年7月16日	名古屋市市民活動促進本部会議幹事会
令和2年7月28日	第2回 名古屋市市民活動の推進にかかる懇談会
令和2年8月3日	名古屋市市民活動促進本部会議
令和2年8月20日～9月14日	名古屋市市民活動団体の実態調査
令和2年8月27日	市民活動団体との協働促進に向けた庁内ワーキング
令和2年10月30日	第3回 名古屋市市民活動の推進にかかる懇談会
令和3年1月22日	第4回 名古屋市市民活動の推進にかかる懇談会
令和3年3月19日	第5回 名古屋市市民活動の推進にかかる懇談会
令和3年4月16日	名古屋市市民活動促進本部会議幹事会
令和3年5月25日	名古屋市市民活動促進本部会議
令和3年11月12日	所管事務調査
令和3年11月24日～12月24日	パブリックコメント
令和4年1月21日	名古屋市市民活動促進本部会議幹事会
令和4年2月7日	名古屋市市民活動促進本部会議
令和4年2月9日	令和3年度 名古屋市市民活動の推進にかかる懇談会
令和4年3月	策定・公表

2、名古屋市市民活動の推進にかかる懇談会

本市における市民活動の推進について、本市施策の方向性やその内容等を検討するにあたり、専門的な立場から意見を聴取するため、市民活動の推進にかかる懇談会を開催しました。

区分	氏名	役職等
学識経験者	千頭 聡	日本福祉大学国際福祉開発学部国際福祉開発学科 教授
	今瀬 政司	愛知東邦大学経営学部地域ビジネス学科 准教授
	松井 真理子	四日市大学副学長・総合政策学部総合政策学科 教授
市民活動団体	織田 元樹	特定非営利活動法人 ボラみみより情報局 代表理事
	久野 美奈子	特定非営利活動法人 起業支援ネット 代表理事
	中尾 さゆり	特定非営利活動法人 ボランティアネイバーズ 理事長
企業	内輪 博之	愛知中小企業家同友会 専務理事
行政・関係機関	渡邊 太一	愛知県県民生活部社会活動推進課 担当課長（NPO）
	小野 浩伸	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 地域福祉推進部長
	平尾 高之	公益財団法人名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター 参事

※令和2年7月時点

3、名古屋市市民活動促進本部会議設置要綱

(設置)

第1条 市民の自主的な参加による自発的な活動で、営利を目的としない公益性を有する活動（以下「市民活動」という。）の促進に関する施策を総合的かつ効果的に実施し、市民活動との協働を進めるため名古屋市市民活動促進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 市民活動の促進に関する基本指針及び計画等の策定に関すること。
- (2) その他市民活動の促進に関する重要な事項に関すること。

(構成)

第3条 本部会議に本部長、副本部長及び委員を置く。

- 2 本部長はスポーツ市民局所管副市長とし、副本部長はスポーツ市民局長とする。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に定める職にある者その他本部長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は、必要の都度、本部会議を招集し、その議長となる。

(幹事)

第5条 本部会議に幹事を置き、別表に掲げる職にある者その他本部長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

- 2 幹事は、本部長の命を受け、本部会議の事務について委員を補佐する。

(幹事会)

第6条 幹事会は、幹事をもって構成し、本部会議の協議事項を整理するとともに、本部会議から付議された事項について協議及び調整を行い、その経緯及び結果を本部会議に報告する。

- 2 本部長の指名する幹事は、幹事会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 3 幹事会は、専門的事項の調査及び研究のため、必要に応じ関係職員で構成する専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部会議の庶務は、スポーツ市民局地域振興部市民活動推進センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

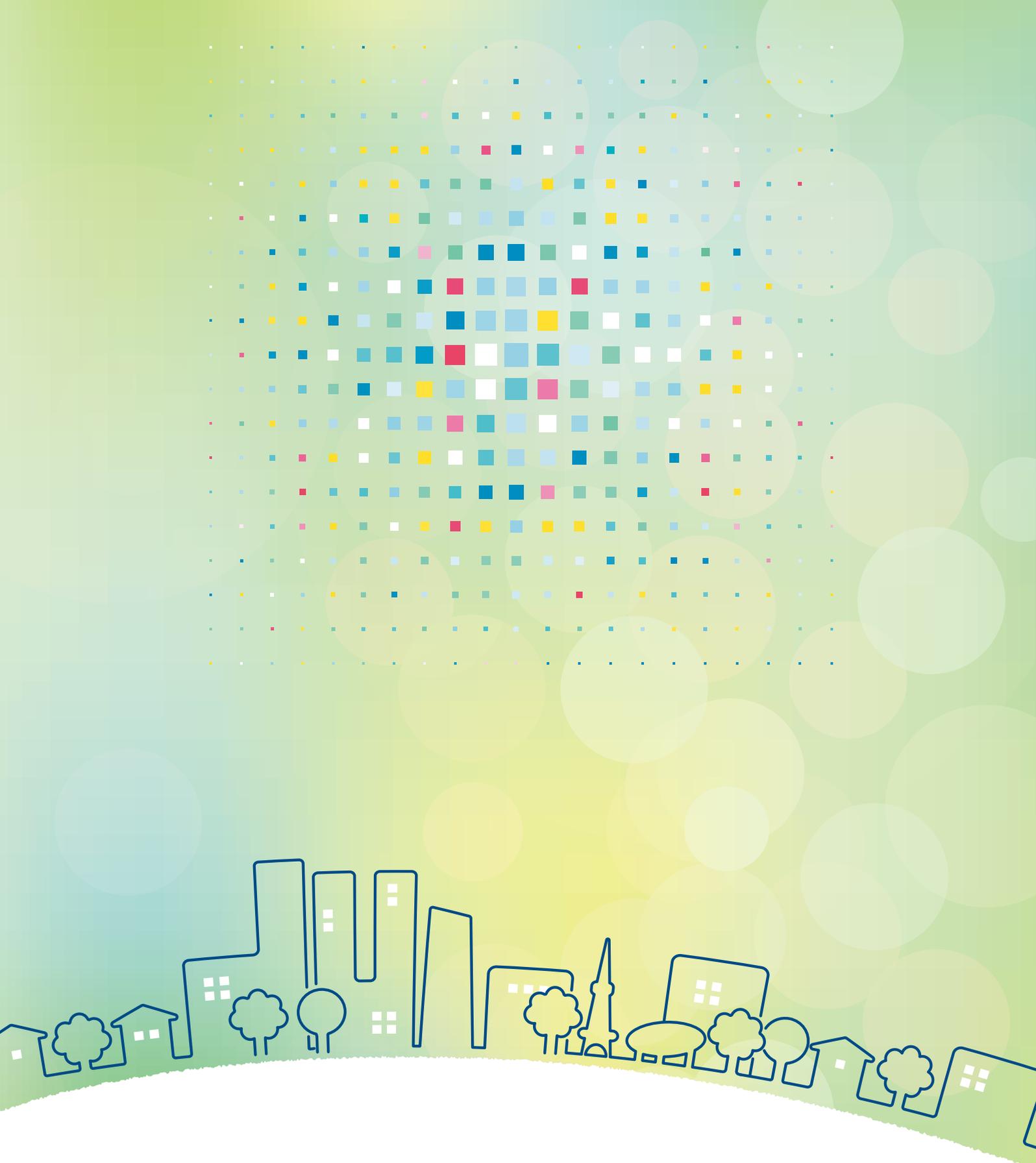
附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

<p>委 員</p>	<p>会計室長 防災危機管理局長 市長室長 総務局長 財政局長 スポーツ市民局長 経済局長 観光文化交流局長 環境局長 健康福祉局長 子ども青少年局長 住宅都市局長 緑政土木局長 上下水道局長 交通局長 消防長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 人事委員会事務局長 教育長 市会事務局長 中村区長 中区長</p>
<p>幹 事</p>	<p>会計室出納課長 防災危機管理局総務課長 市長室秘書課長 総務局総務課長 総務局企画部企画課長 総務局総合調整部総合調整室長 財政局総務課長 スポーツ市民局総務課長 スポーツ市民局地域振興部地域振興課長 スポーツ市民局地域振興部市民活動推進センター所長 経済局産業労働部産業企画課長 観光文化交流局総務課長 環境局総務課長 健康福祉局総務課長 子ども青少年局企画経理課長 住宅都市局主幹（企画調整） 緑政土木局企画経理課長</p>

上下水道局企画経理部経営企画課長
交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）
消防局総務部総務課長
選挙管理委員会事務局次長
監査事務局監査第一課長
人事委員会事務局審査課長
教育委員会事務局総務部企画経理課長
市会事務局総務課長
中村区区政部企画経理室長
中区区政部企画経理室長



名古屋市 市民活動促進基本方針 改訂版

名古屋市中区栄三丁目18-1 ナディアパークデザインセンタービル6階
名古屋市スポーツ市民局地域振興部市民活動推進センター

電話 (052) 228-8039 FAX (052) 228-8073

電子メール npo@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

Webサイト <https://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>